第二十九条の二第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「附近」を「付近」に、「横切つて」を「横切って」に改め、同条第五項中「入つた」を「入った」に改める。

第二十九条の三第一項及び第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改める。

第二十九条の五第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十一条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第三十三条第一項から第五項までの規定中「あつては」を「あっては」に改め、同条第六項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十三条の二第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十四条中「さん橋にけい留中」を「桟橋に係留中」に、「けい留してはならない」を「係留してはならない」に改める。

第三十五条中「あつては」を「あっては」に改める。

第三十六条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊する」を「びょう泊する」に、「双びよう泊」を「双びょう泊」に改める。

第三十七条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第三十八条第一項第三号中「近寄つて」を「近寄って」に、「行き会つた」を「行き会った」に、「右げん」を「右舷」に改め、同項第四号中「右げん」を「右舷」に改め、同項第五号中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同条第二項中「あつては」を「あっては」に改める。

第三十九条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第四十条第一項及び第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十二条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失つた」を「失った」に改める。

第四十三条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十六条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十七条第二項中「けい留する」を「係留する」に改め、同条第三項中「けい留施設にけい留してはならない」を「係留施設に係留してはならない」に改める。

第四十八条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失なつた」を「失った」に改める。

第四十九条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失つた」を「失った」に改める。

第五十条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

別表第一中「けい留施設」を「係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

別表第一留萌の部第一区の項、同表京浜の部東京区第一区の項及び同部横浜区第一区の項並びに同表横須賀の部中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一敦賀の部第一区の項中「附近」を「付近」に改める。

別表第一清水の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一宮津の部第二区の項中「雑種船」を「汽艇等」に、「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一舞鶴の部中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同部第三区の項中「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一徳山下松の部第一区の項及び第二区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同部第四区の項中「雑種船」を「汽艇等」に、「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一関門の部中「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一坂出の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一今治の部を削り、同表松山の部の次に次のように加える。

今治	第一区	東防波堤、今治港東防波堤灯台（北緯三十四度四分二十八秒東経百三十三度二十一秒）から二百三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、汽艇等は、沿岸付近に限る。
	第二区	第一区及び第三区を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
	第三区	来島山尻ノ鼻からそれぞれ百十七度及び二百五十四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	各種船舶

別表第一三池の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第二三池の部中「もつて」を「もって」に改める。

別表第四中「あつては」を「あっては」に改める。

別表第四名古屋の部北水路の項中「あつて」を「あって」に改める。

別表第四高知の部中「あつては」を「あっては」に改める。

附　則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。